

令和2年第4回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

令和2年11月30日（月曜日）午後1時 開議

日程第1 議案第64号 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	大野一彦
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	洞口博行	市民環境部長	久富和浩
健康福祉部長	高橋誠	産業建設部長	原誠
林政部長	饗場昌彦	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	青山英治	会計管理者	谷口博文

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	成瀬敏和	議会書記	大久保守康
議会書記	山本憲	議会書記	松井俊英

開議の宣告

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 議案第64号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、議案第64号 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、追加提案につきましての提案説明と補足説明を申し上げたいと思います。

議案第64号 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

令和2年10月の人事院勧告に伴い関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第64号の補足説明を洞口企画部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、議案第64号 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、追加議案の概要の1ページをお開き願いたいと思います。

まず制定の趣旨でございますが、国家公務員の期末手当の引下げ等を求めた本年10月の人事院勧告に伴いまして、関係条例を改正するものでございます。

制定の内容でございますが、第1条につきましては、本巣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございまして、まず第9条第2項の特定任期付職員の期末手当につきましては、12月期の支給割合を「100分の170」から「100分の165」に引き下げるもので、この引下げにより年間の支給割合を現行の3.4月から3.35月に0.05月引き下げるもので、公布の日から施行するものでございます。

次に、第2条につきましては、同じく本巣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございまして、第9条第2項の特定任期付職員の期末手当につきまして、来年度以降の6月期

及び12月期の支給割合が均等になるよう配分するものでございまして、年間の支給割合の変更はございません。

この第2条につきましては、令和3年4月1日からの施行としております。

続きまして、第3条は、本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございまして、議会議員の期末手当につきまして、今年度の12月期の支給割合を「100分の222.5」から、「100分の217.5」に引き下げるものでございまして、この引下げによりまして年間の支給割合を現行の4.45月から、次のページになります4.4月に0.05月引き下げるもので、公布の日から施行するものでございます。

次に、第4条につきましては、同じく本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございまして、期末手当の来年度以降の6月期及び12月期の支給割合を100分の220とし、それぞれの支給割合が均等になるよう配分するものでございまして、年間の支給割合の変更はございません。

なお、この第4条につきましては、令和3年4月1日からの施行としております。

続きまして、第5条は、本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、常勤の特別職職員の期末手当につきまして、今年度の12月期の支給割合を「100分の225.5」から「100分の217.5」に引き下げるものでございまして、この引下げにより年間の支給割合を現行の4.45月から4.4月に0.05月引き下げるものでございます。

この第5条につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次に、第6条につきましては、同じく本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、期末手当の来年度以降の6月期及び12月期の支給割合を100分の220とし、それぞれの支給割合が均等になるように配分するものでございまして、これにつきましても年間の支給割合の変更はございません。

この第6条につきましては、令和3年4月1日からの施行としております。

続きまして、第7条は、本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。第26条第2項関係の一般職員の期末手当につきまして、今年度の12月期の支給割合を現行の「100分130」から「100分の125」に、また特定管理職員につきましては、「100分の110」から「100分の105」にそれぞれ引き下げるものでございまして、この引下げによりまして年間の期末・勤勉手当の支給割合を一般職員、特定管理職員とも現行の4.5月から4.45月に0.05月引き下げるものでございます。

次に、第8条につきましては、同じく本巣市職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、第26条第2項関係の一般職員の期末手当につきましては、来年度以降の6月期及び12月期の支給割合を100分の127.5に、また特定管理職員につきましても同じく100分の107.5とし、それぞれ6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう配分するものでございまして、一般職員、特定管理職員とも年間の支給割合の変更はございません。

この第8条につきましては、令和3年4月1日からの施行としております。

続きまして、第9条は、本巢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございまして、第13条第1項及び第23条第1項関係の期末手当につきまして、準用します本巢市職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして所要の改正を行うもので、公布の日からの施行としております。

最後に、第10条でございますが、同じく本巢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございまして、第13条第1項及び第23条第1項関係の期末手当につきまして、こちら準用する本巢市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い所要の改正を行うもので、令和3年4月1日からの施行としております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1番 高橋勇樹君。

○1番（高橋勇樹君）

大きく2点質問させていただきたいと思います。

まず人事院勧告に関しましては、国家公務員に対しての人事院勧告であって、地元というか地方の自治体に関しては直接ではないかなというところがあります。

これを否決された場合、地方自治体、いわゆる本巢市においては何か影響があるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

公務員の給与改定につきましては、いわゆる労使交渉で賃金を確定していくということとはできないということですね。その代わりに、国家公務員につきましては人事院で、都道府県や政令指定都市の職員につきましては人事委員会で、それぞれの勧告に従って給料が決定される仕組みとなっております。

本巢市をはじめ、それ以外の市町村につきましては、そういった勧告する組織を持っていないということでございます。したがって、人事委員会を有する都道府県や政令指定都市もそうでございますが、人事院の勧告を基に、国、都道府県、市町村が均衡を保って行っていくということになっているところでございます。

市の独自の給料表を作りまして、給与を支給することは可能と言えれば可能ではございますが、その給料の月額と言うんですかね、給料の額を今期を含めて市民の皆様にしかりとした説明ができるかということに加えて、人事院勧告に基づいた給与改定を行わない場合には、何らかのペナ

ルティーが科せられるということが予想され、例えば交付税に何らかの影響、少し減額されるとか、そんな影響が出る可能性もございますので、本市といたしましても今までと同様に、国との均衡を保つ中で、給与改定を行っていきたいということでございます。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1番 高橋勇樹君。

○1番（高橋勇樹君）

今、御答弁いただいた内容についてちょっとお伺いしたいんですが、何かしらのペナルティーがあるというようなお話でございましたが、今までこの本巢市に限らず各市町村におきまして、そのペナルティーを受けた市町村があったのか、そういったことがあるのであればお伺いしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

ただいま申しましたように、国に準じてやるということになっておりますので、基本的に準じてやっているということで理解をしております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

1番 高橋勇樹君。

○1番（高橋勇樹君）

すみません、僕の質問の仕方が悪かったのか分かりませんが、今までそのペナルティーの事例があったのかどうか、全国的にそういう明確なデータがあればお伺いしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

先ほども言いましたように、何らかのペナルティーがということですが、そういう例があったということは把握していないということでございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

今、ここで聞いていいのか否かということもありますけれども、今、説明の中で10項目に分けて説明がありました。これを一括審議していいのか否かということが1つありますのでお聞きをするわけですが、私の思いとしては、職員の給料は生活給であります。また、議員報酬は生活給とは言われないものであります。

大きく分けて趣旨が違いますので、一応議案としては一括で出ておりますけれども、一括で審議することについていかがなものかなというのがあるんですが、提案の中でどうして一括でしてきたのかお伺いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

議案にもありますように、人事院勧告に伴いまして関係条例の整理をするという条例として提案をさせていただいたものでございまして、従前からこういうやり方でやっておりますので、同じやり方で上程をさせていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第64号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 澤村均君。

○6番（澤村 均君）

今回の議案第64号 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例について、反対の立場から討論をさせていただきます。

民間企業の所得の減少を受けて、今回の公務員の勤勉・期末手当を引き下げる、こういう案件でございますが、公務員の賃金を下げるということは、さらにまた民間の賃金も下がっていくというドミノ倒しのような状態に陥るのではないかと思います。

現在のコロナ禍の中で、現場の前線で頑張っている職員たち、今、働き方改革に伴い正規職員が減らされ、非正規の職員が増えている中で、超過勤務、そういう状態がこの本市でも行われているという訴えが届いております。その上で、体調を壊している、そういう人もいるということを知

されました。この慢性的な超過勤務、長時間労働を解消し職員のモチベーションを上げるには、今回のような賃金を下げる、こういうことには真っ向から強く反対したいと思います。

以上で本条例に対する反対討論を終わりますが、賢明なる議員諸氏の皆様の判断をよろしくお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま、反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はございませんか。

[挙手する者あり]

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

反対討論が出ましたので賛成討論をしますが、先ほど澤村議員から、給与引下げをすると民間もさらに下がってしまうというような発言がありましたが、民間の調査を調べた上でこの人事院勧告はされていますので、また民間が上がれば人事院勧告も給与が上がってくると、調べた上でのマイナスということであります。

本巢市は、人事院勧告に従い今まで改定しております。

今回は、月例給のほうは格差が極めて小さいから行わないと。また、ボーナスのほうで0.05か月引き下げのものであります。給与を上げられたときは、それにずうっと従っておりますので、今回についてはごく僅かではありますが引下げですが、やはり引下げされるということはあまり気持ちのいいものではありませんが、これはやはり人事院勧告に従っていくべきだと思いますので、賛成いたします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

1番 高橋勇樹君。

○1番（高橋勇樹君）

私も、反対という立場で発言をさせていただきたいと思います。

先ほど、若原議員のほうからは民間の調査があって、それに伴ってというお話でございました。これは一応全国のお話でございまして、50人以上の社員を持つ会社の1万2,000社が対象ということでその調査がありました。ただ、これは全国ということでございますので、できるのであれば岐阜県、もっと絞るのであれば本巢市内の中小企業も含めた会社での給与ですとか、そういったものを調べた上で、もっと下げなくてはいけない可能性もありますし、上げなくてはいけないという可能性もあることから、そこに反対をさせていただきたいと思います。

また、今回、先ほど澤村議員のお話がありましたけれども、公務員も一地域住民でございまして、今回の経済対策という意味で人件費を削るということは、経済対策に対して矛盾を感じるところでございまして、そういった意味で今回に関しましては、この新型コロナウイルスという脅威に対して、

職員の方々も精いっぱい努力されてお仕事をされてきたかと思えます。その方々の給料を引き下げるということは、今回ちょっといかななものかというふうに自分の中で思い、反対させていただきます。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま、反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

16番 大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

今、反対ということでありましたので、また賛成の立場から発言をいたします。

言われることは十分分かるわけですけど、今まで人事院勧告に伴って上げるときは上げる、下げるときは下げるということで、全国共通みたいなことをやっております。

上げるときは誰も反対しませんが、下げるときになるとそんなような発言になるわけですけど、最初の質問があったときに部長から話があったように、最終的には交付税とか交付税の算入等のそういうことに影響があるということが、一番我々として懸念するわけです。そんなことで、そんなことがない、今まで事例がないというようなことでありましたが、そういうことがあってはちょっと大変なことになりますので、そういうことにならないようにということで、人事院勧告に従って下げるということで、賛成ということであります。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

反対の立場から、討論に参加をさせていただきます。

今、若原議員、大西議員から賛成の討論がありましたので、それを鑑みて反対の討論をさせていただきます。

国においては、経済対策ということではいろんな形でコロナの関係で補助金が出ております。この経済を活性化させようという形で、国本来が多くの予算をこの地方に対しても出しているわけであります。

職員の給料、給料ですね、は生活給であります。この生活給を下げるということは、経済の活性化に逆流することだと思っております。議案説明の中で、議員の給料、報酬、また市長の報酬については、私は幾ら下げても生活給じゃありませんのでよかろうと思っておりますけれども、職員に対しての生活給を下げるということについては、非常に抵抗を感じております。

国の政策等とコロナ対策という形での政策等々と、今回の人事院勧告において職員の給料を減らすということについては、どのような位置づけをしても整合性が取れないという思いをしております。

す。

よって、一括審議ですので、職員の給料削減のほうを重点といたしまして、職員の給料の削減等々については反対とします。

議員各位におかれましてはよろしく配慮のほど、御賛同願いますようお願いをして、反対討論といたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま、反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

賛成の立場からお話しさせていただきます。

人事院勧告ということで、民間が非常に収入が少なくなる中で、人件費が削られているという現状を把握して人事院勧告が出ております。

本巢市におかれましても、その結果として税金は少なくなっています。何らかの形で、民間という経費、支出のほうを削らなければいけません。この痛みは、職員の皆様に御無理を言って、議員、私どもも市長も皆含めて、特別職も含めて、負っていくべきじゃないかと考えます。

もう一点は、近隣の市町等のことを考えたとしても、やっぱり近隣の市町が人事院勧告を基に、職員の方も痛みを受けているという中で、本巢市だけ痛みを受けないということでありまして、大変市民の方からも非常に厳しい目で見られるのではないかと思います。

私はそういう立場を持って、この議案に賛成したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第64号 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例については原案のとおり可決することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

12月8日火曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時25分 散会